

# ○群馬県公文書等の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準

(令和3年4月1日制定)

群馬県公文書等の管理に関する条例(令和2群馬県条例第15号。以下「条例」という。)に基づく特定歴史公文書等の利用の請求に対する利用決定等に係る群馬県行政手続条例(平成7年群馬県条例第44号)第5条第1項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

## 第1 審査の基本方針

条例第12条の規定に基づく利用の請求(以下「利用請求」という。)に係る特定歴史公文書等に記録されている情報が条例第12条第1項第1号に規定する情報(以下「利用制限情報」という。)に該当するかどうかの判断は、利用決定等を行う時点における状況を勘案して行う。

個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」(条例第12条第2項)に当たっては、国際的な慣行である「30年ルール」(利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方)を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする。したがって、特定歴史公文書等に記録されている個人情報については、作成又は取得の日から30年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとなるが、判断に当たっては条例第18条第1項に定める手続も活用するものとする。(個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う「一定の期間」の目安については、別紙「30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について」を参照。)

また、審査においては、特定歴史公文書等に付された実施機関の意見を参酌することとなるが(条例第12条第2項)、「参酌」とは、実施機関の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断はあくまで教育委員会に委ねられている。

## 第2 利用制限情報該当性の判断基準

利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている情報が利用制限情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、情報公開条例とは、群馬県情報公開条例(平成十二年群馬県条例第八十三号)を指すものとする。

### 1 法令秘情報(条例第12条第1項第1号イ【情報公開条例第14条第1号】)についての判断基準

#### 【情報公開条例第14条第1号】

(1) 法令等の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従

う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報

(1) 「法令等の定めるところ……により、公にすることができないとされている情報」とは、法令等の規定で明らかに公開することができない旨が定められている情報のほか、法令等の趣旨、目的から公開することができないと認められる情報を含むものであり、例えば次のようなものをいう。

- ア 明文の規定をもって公開が禁止されている情報
- イ 目的外の使用が禁止されている情報
- ウ 手続の公開が禁止されている調停等に関する情報
- エ 個別法により守秘義務が課されている情報
- オ その他法令等の趣旨・目的から、公開することができないと明らかに認められる情報

(2) 「実施機関が法律上若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報」とは、例えば、法定受託事務における各大臣からの指示（地方自治法第245条の7）等、法的拘束力のあるものをいう。

## 2 個人に関する情報（条例第12条第1項第1号ロ【情報公開条例第14条第2号】） についての判断基準

### 【情報公開条例第14条第2号】

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定

する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等の氏名を公にすることにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合又はそのおそれがあると認めて実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(1) 特定の個人を識別することができる情報(情報公開条例第14条第2号本文)について

ア 「個人に関する情報」(以下「個人情報」という。)とは、個人(死亡した者も含む)の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

イ 個人の権利利益を十全に保護するため、特定の個人を識別することができる情報(以下、「個人識別情報」という。)を一般的に利用制限し、本号本文の判断に当たり、原則として、公務員等に関する情報と非公務員等に関する情報とを区別していない。ただし、前者については、特に利用制限すべきでない情報を本号ハにおいて除外している。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人情報の意味する範囲に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人その他の団体に関する情報と同様の要件により利用制限情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人情報からは除外している。

エ 「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号(振込口座番号、試験の受験番号)などが挙げられる。氏名以外の記述は、単独では必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより特定の個人を識別することができる場合も多いと考えられる。また、群馬県個人情報保護条例(平成12年条例第85号)第2条第1項第2号に規定する「個人識別符号」に該当する旅券番号、自動車運転免許証番号、国民健康保険等の被保険者証の記号・番号及び保険者番号等については、無条件で「その他の記述等」に該当する。

オ 「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報全体である。

カ 「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより識別可能となるものについても、個人識別情報として利用制限情報となるという趣旨である。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知(周知)の情報や、図書館などの公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も利用請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば

保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられる。

照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

キ 個人識別性の判断に当たっては、厳密には個人識別情報ではないが、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から個人識別性を認めるべき場合がある。例えば、特定の集団に属する者に関する情報を利用させると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合がこれに当たる。

ク 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、実施機関が保有する個人情報の大部分は、個人識別情報であり、これを利用制限することで、個人の権利利益の保護は基本的には十分確保されると考えられるが、中には、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあり得る。

(2) 法令等の規定により又は慣行として公にされている情報（情報公開条例第14条第2号イ）について

ア 「法令等の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は「公にされている情報」には該当しない。

イ 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

ウ 「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていることを意味するが、現に公知（周知）の事実であることまでは必要としない。

過去に公にされたものであっても、時の経過により現に公衆が知り得る状態に置かれていなければ、利用決定等の時点では公にされているとはいえない場合があり得る。

エ 「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとす合理的な理由がないなど、当該情報の性質上、通例、公にされるものも含まれる。

(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（情報公開条例第14条第2号ロ）について

ア 利用制限情報該当性の判断に当たっては、利用させることの利益と利用させない

ことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、それを利用させる必要性和正当性が認められることから、当該情報を利用させなければならない。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活及び財産の保護についても保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

イ 情報公開条例第14条第2号ロについては、条例第18条第2項の適用があることに留意する。

(4) 公務員等に関する情報の取扱い（情報公開条例第14条第2号ハ）について

ア 歴史公文書等には、公務遂行の主体である公務員等の職務活動の過程又は結果が記録されているものが多いが、県の諸活動を説明する責務を全うするという観点からは、これらの情報を公にする意義は大きい。一方で、公務員等についても、個人としての権利利益は十分に保護する必要がある。

この両者の要請の調和を図る観点から、どのような地位、立場にある者（「職及び氏名」）がどのように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ特定の公務員等が識別される結果になるとしても、当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、本号に規定する利用制限情報には該当しない。

なお、独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員については、独立行政法人等及び地方独立行政法人が行政を担う主体であり、その役員及び職員については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）においても公務員と同様の取扱いをしていることから、本号においても公務員と同様に取り扱うこととする。また、群馬県住宅供給公社（以下「公社」という。）の役員及び職員についても、公社が広い意味での県行政を補完する業務を行っていることから、公務員と同様に取り扱うこととするものである。

イ 「公務員等」の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方など公務員等以外の個人情報である場合がある。このように一つの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに利用制限情報該当性を判断する。すなわち、当該公務員等にとっての利用制限情報該当性と他の個人にとっての利用制限情報該当性が別個に検討され、いずれかが利用制限情報に該当すれば、当該部分は利用制限する。

「公務員等」とは、広く公務遂行を担当する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員のほか、国務大臣、国会議員及び地方議会議員並びに独立行政法人等、地方独立行政法人及び公社の役員及び職員等を含む。また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本規定は適用される。

ウ 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が大臣その他国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社の一員として、その担任する

職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

エ 本規定は、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報のみを対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

なお、「休暇情報等」でも、特定の日に職務に従事していなかったこと、職務専念義務が免除されていたこと、欠勤していたこと等の情報は本規定に該当する可能性がある。ただし、この場合にも、年次有給休暇、病気休暇などの休暇の種別や、職務専念義務免除の個別具体的な内容、欠勤の理由等は本規定に該当せず利用制限情報として取り扱う。

オ 「そのおそれがあると認めて実施機関が定める職にある公務員の氏名」は、職務の性質上、個人の権利利益を害するおそれが強いと実施機関が判断した職にある公務員を保護するために設けたものである。これに該当する職にある者として、警察本部告示（平成14年群馬県警察本部告示第1号）において、「警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する警察職員をもって充てる職」が指定されている。

#### (5) 本人からの利用請求について

本条例の利用請求制度は、何人に対しても請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の利用請求が行われることも考えられるが、その場合には条例第13条の規定により取り扱うこととなる。

### 3 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（条例第12条第1項第1号ハ【情報公開条例第14条第3号】）についての判断基準

#### 【情報公開条例第14条第3号】

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(1) 法人その他の団体に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報（条例第14条第3号本文）について

ア 「法人その他の団体」には、株式会社等の会社、一般財団（社団）法人、公益財

団（社団）法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等（民事訴訟法第29条）も含まれる。

国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる利用制限の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る利用制限情報は、情報公開条例第14条第6号等において規定している。

イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報など、法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあることに留意する。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、イに掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益などについて利用制限情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定しているものである。

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（情報公開条例第14条第3号ただし書）について

当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を利用させなければならない。この場合には、現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害などの明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害などの発生が予想される場合もあり得る。

また、条例第18条第2項の適用があることに留意する。

(3) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（情報公開条例第14条第3号イ）について

ア 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

イ 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

ウ 「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

エ 権利、競争上の地位その他正当な利益を「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあつて、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との

関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

オ 情報公開条例第14条第3号イに該当する可能性のある情報の会社における具体例としては、次のようなものが挙げられる。

(ア) 製造工程、製造方法など生産・管理のプロセスに関する情報であって、公にすることにより当該情報が競争相手に知られる蓋然性が高いなど正当な利益を害するおそれがあるもの

(イ) 資金調達状況など通常一般に入手できない財務に関する情報

(ウ) 販売計画など販売上の戦略が明らかにされ又は具体的に推測される情報で通常一般に入手できないもの

(エ) 雇用方針など経営方針が明らかにされ又は具体的に推測される情報で通常一般に入手できないもの

なお、これらの例は他の法人等においても同様に考えることができるが、法人により根拠法令・適用法令が異なるため、本号イに該当する範囲もおのずと異なることに留意する必要がある。

#### (4) 任意提供情報（条例第14条第3号ロ）について

ア 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」には、実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供の申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、実施機関がこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれる。

イ 「要請」には、法令等に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

ウ 「公にしない」とは、本条例に基づく利用請求に対して利用制限することはもちろんのこと、第三者に対しても当該情報を提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

エ 「条件」については、実施機関の側から公にしないとの条件で情報の提供を申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から実施機関の情報提供要請に対して公にしないとの条件を付すことを申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては黙示的なものも含まれる。

オ 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、それらが属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等において公にしていなくてもよいことだけでは足りない。

カ 公にしないとの条件を付すことの合理性の判断は、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して行うものであるが、必要に応じその後の変化も

考慮するものである。したがって、公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、本号ロには当たらない。

- (5) 法人等を代表する者が職務として行う行為に関する情報は、第2号の個人情報ではなく、法人等の事業に関する情報として利用制限情報該当性を判断する。

#### 4 事務又は事業等に関する情報（条例第12条第1項第1号ハ【情報公開条例第14条第6号イ若しくはホ】）についての判断基準

##### 【情報公開条例第14条第6号イ若しくはホ】

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ホ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- (1) 「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（条例第14条第6号本文）について

ア 「次に掲げるおそれ」としてイ及びホに掲げたものは、県の機関等に共通して見られる事務又は事業に関する情報であつて、その性質上、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的なものである。これらの情報のほかにも、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業に関する情報であつて、ある個別の事務又は事業に関する情報を利用させると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものなど、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のある情報はあり得る。

イ 「当該事務又は事業の性質上」とは、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するに当たっては、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法などに照らして行うという趣旨である。

ウ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務又は事業の根拠となる規定又はその趣旨に照らして公益的な利用の必要性などの種々の利益を考慮した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

- (2) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(条例第14条第6号イ)について

ア 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令等の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格・等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、租税その他の収入金を取り立てることをいう。

上記の監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えた上で、一定の決定を伴うことがある事務である。

イ これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や試験問題などのように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽を容易にしたりするおそれがあるものがあり、このような情報については、利用制限する。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当する。

- (3) 「県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(条例第14条第6号ホ)について

県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法第2条の適用を受ける企業をいう。)及び独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業については、企業経営という事業の性質上、条例第14条第3号の法人等に関する情報と同様な考え方でその正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがある情報は利用制限する。

ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、また、その範囲は条例第14条第3号の法人等とは当然異なり、その事業に関する情報の利用制限の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

## 5 公共の安全等に関する情報(条例第12条第1項第1号ニ)についての判断基準 【情報公開条例第14条第4号】に相当)

第12条第1項第1号

ニ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等に移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【参考：情報公開条例第14条第4号】

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(1) 公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的な利益を擁護するために国及び地方公共団体に課せられた重要な責務であり、公文書管理制度においてもこれらの利益は十分に保護する必要がある。

そこで、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報を利用制限するものである。

(2) 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、県民の防犯意識の啓発、防犯機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいう。）などのために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。刑事訴訟法によれば、犯罪捜査の権限を有する者は、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。

「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第1編第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労務場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行及び監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

(3) 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防・鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の

安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生じるおそれがある情報も、本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報は、本号に該当するものではなく、情報公開条例第14条第6号等により利用・利用制限が判断されることとなる。

(4) 「その他の」公共の安全と秩序の維持とは「犯罪の予防」、「犯罪の鎮圧」、「捜査」、「公訴の維持」又は「刑の執行」のほか、平穏な市民生活、社会の風紀、その他公共の安全と秩序を維持するために必要な活動をいう。

(5) 「支障を及ぼすおそれがある」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序を維持するための諸活動が阻害される、若しくは適正に行われなくなる、又はその可能性がある場合をいう。

(6) 実施機関の第一次的判断

「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」としているのは、本号に規定する情報に該当するかどうかの判断に当たっては、実施機関の裁量を尊重するという趣旨である。すなわち、本号に規定する情報の利用・利用制限の判断には、犯罪などに関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かを審理・判断するのが適当であるとして規定したものである。

(7) 具体例

本号に該当する情報は、例えば次のようなものをいう。

ア 犯罪の捜査等の事実又は内容に関する情報

・麻薬覚せい剤協力調査に関する情報

イ 犯罪捜査の手法、技術、体制等に関する情報

・犯罪捜査等に用いる機材等の性能に関する情報

ウ 情報提供者、被疑者、捜査員等関係者に関する情報

エ 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制等に関する情報（犯罪の目標となることが予想される個人の行動予定、施設の所在や警備の状況に関する情報を含む。）

・火薬庫台帳

・毒物・劇物台帳

・麻薬・覚せい剤・大麻の取扱業者名簿

・庁舎警備業務日誌

オ 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報

## 6 寄贈又は寄託に付された条件（条例第12条第1項第2号）についての判断基準

第12条第1項

二 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

- (1) 教育委員会が法人や個人から寄贈又は寄託を受ける場合には、寄贈者・寄託者の意向を最大限に尊重することとし、利用の制限についても特段の配慮を行うこととするが、本号に規定する「一定の期間」は、公にすると何らかの支障を生ずるおそれがある有期の期間をいい、公にしないことを無期限に約束するものではない。

7 原本利用（条例第12条第1項第3号）についての判断基準

第12条第1項

三 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は文書館において当該原本が現に使用されている場合

- (1) 「特定歴史公文書等の原本」とは、受入れから、保存に必要な措置、目録の作成及び排架を経て、当該特定歴史公文書等を一般の利用に供することを開始した段階において記録されていた情報、材質、形態により原秩序を構成するものをいう。

- (2) 「原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合」とは、水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該特定歴史公文書等に記録されていた情報、材質、形態についてその原秩序の維持に支障が生じる可能性がある場合をいう。

なお、合理的な費用及び時間で原本の修復を行うことが可能である場合は、利用制限せず、適切な期間において利用させるものとする。

ただし、原本を通常の利用に供することにより、法令の規定による管理責務を遂行することに困難を生じる蓋然性が高いもの、例えば国の重要文化財に指定されているもの及びそれに準ずるものについては、その原本の利用を制限することができる。

- (3) 「原本が現に使用されている場合」とは、利用請求に係る当該特定歴史公文書等の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、展示（他機関への貸出しを含む。）、他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている期間など、直ちに当該利用請求に応じることができない場合をいう。

第3 部分利用（条例第12条第3項）についての判断基準

第12条

3 教育委員会は、第一項第一号又は第二号に掲げる場合であっても、同項第一号イからニまでに掲げる情報又は同項第二号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、

当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 「容易に区分して除くことができる」とは、利用制限情報に係る部分とそれ以外の部分とを分離することが、物理的、技術的に困難でなく、また、時間、経費などから考えても著しい負担を要しないと判断される場合をいう。したがって、利用情報と利用制限情報を容易に区分し得ない場合には、部分利用を行えなくてもやむを得ない。

「区分」とは、利用制限情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、利用制限情報が記録されている部分への黒インクの塗布や被覆等により、当該部分の内容が分からないようにすることを意味する。

例えば、文章として記録されている内容そのものには利用制限情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。

- (2) 利用制限に係る情報が記録されている部分を除くことは、コピー機で作成したその複写物に黒インクなどを塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。しかし、特定歴史公文書等については、条例第11条において、永久に保存することが求められており、その利用についても、当該文書の永久保存を確保する範囲内にとどまる。このため、利用制限に係る部分を黒塗りするために原本を複写することを原則とすれば、特定歴史公文書等が重要文化財に当たる場合や劣化が進んでいる場合は、当該文書を破損させる危険性を防ぐため、被覆等のより安全な方法も視野に入れる等、本項の「容易」の判断に当たっては、個々の事案ごとに慎重に検討する必要がある。
- (3) 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。
- (4) 本項は、義務的に利用させるべき範囲を定めているものであり、利用制限に係る部分を具体的にどのように削除するかについては、教育委員会が本条例の目的に沿って判断することとなる。すなわち、利用制限情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、利用制限情報を公開する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断する。その結果、観念的にはひとまとまりの利用制限情報を構成する一部が公開されることになるとしても、実質的に利用制限情報が公開されたと認められないのであれば、教育委員会の利用制限義務に反するものではない。

なお、文字のあった部分を削除したのか、元々文字はなかったのかが判別できないような削除方法をとることは適当ではない。

- (5) 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、利用制限情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、公開をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合などである。

この有意性の判断に当たっては、同時に公開されるほかの情報があればこれも併せて判断されるべきである。

また、有意性の判断は、利用請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断するのではなく、個々の請求者の意図によらず、客観的になされるべきものである。

#### 第4 本人情報の取扱いについて（条例第13条）

第13条 教育委員会は、前条第一項第一号口の規定にかかわらず、同号口に掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、教育委員会規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき同号口に掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

- (1) 個人識別情報は利用制限情報に該当する（条例第12条第1項第1号口）が、当該情報の本人が利用請求をした場合については、その例外として、条例第13条の規定に基づき取り扱うことになる。なお、仮に当該情報が「本人に係る個人識別情報」であることに加え、「本人以外の個人（第三者）に係る個人識別情報」でもある場合を含め、条例第12条第1項各号に掲げられた場合にも該当する場合には、条例第12条の規定により判断することとなる。

別紙 30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間 (目安)	該当する可能性のある情報の種類の例 (参考)
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	ア 学歴、職歴、履歴又は経歴 イ 財産、所得、債権債務、納税又は寄付 ウ 採用、選考又は任免 エ 勤務評定又は服務 オ 人事記録 カ 住所、電話番号、生年月日、本籍、続柄又は個人識別符号
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	ア 国籍、人種又は民族 イ 家族、親族又は婚姻 ウ 信仰、信教 エ 思想、信条 オ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 カ 刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑） キ 懲戒処分（停免職、停退学等） ク 行政処分のうち不利益処分（過料、滞納処分等） ケ 民事訴訟における敗訴、強制執行、破産 コ 貧窮、生活扶助その他の生活状況
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年を超える適切な年	ア 刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑） イ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態 ウ 被差別部落に関するもの エ 戸籍
(備考) 1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている特定歴史公文書等が作成又は取得された日の属する年度の翌年度の4月1日とする。 2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。 3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。 4 「刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑）」の「一定の期間」は110年を目途とする。 「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。 5 「被差別部落に関するもの」及び「戸籍」についての判断に当たっては、当分の間、140年を超えてもその年数を限らない。		